

2023年度福島県立高等学校等給付奨学生 募 集 要 項

1 事業の目的

当会は、教育の振興に寄与し、貢献することを公益財団法人としての使命ととらえ、「青少年の健全育成」に資することを目的に、奨学事業を行っている。本事業においては、修学意欲がありながら、学資金の支払い等が困難で十分な学習環境にない県立高校、または特別支援学校高等部に在籍する生徒を対象に、奨学金を給付するものとする。

2 推薦（応募）資格

本年度、福島県内の県立高等学校（全日制・定時制）及び公立特別支援学校高等部に在籍する生徒とする。

※ 学年、進学の内容は問わない。

3 推薦（応募）条件

修学意欲がありながら、学費の支払が特に困難（同一生計の収入合計金額が400万円程度）と認められ、在学する高等学校等の校長から推薦を受けた生徒とする。

※ 在学中にすでに当弘済会の給付奨学金、臨時給付奨学金を給付された生徒は応募できない。

4 在籍生徒数による各学校の募集枠

全県立高等学校、特別支援学校高等部を対象とし、各学校1名から3名の範囲で給付奨学生を募集する。なお、学校の規模により下記の通り募集枠を設ける。

生徒数600名以上 3名 300名以上 2名 300名未満 1名とする。

※ 在籍生徒数は5月1日現在を基準とする。

※ 特別支援学校にあたっては、高等部の生徒数とする。

5 給付金額 奨学生一人に対し15万円を給付する。

6 交 付 奨学金の交付は、原則として本人名義の指定された口座に振り込む。

7 申込（申請、応募）期限 2023年6月1日（木）～ 7月14日（金）まで
（事務局必着）

8 提出書類 （1）県立高等学校等給付奨学生・大学給付奨学生 応募一覧票
（2）県立高等学校等給付奨学生申請書
（3）県立高等学校等給付奨学生推薦書
（4）県立高等学校等給付奨学金銀行振込依頼書
（5）通帳のコピー

※ 本事業では、所得証明書などの提出までは求めておりません。「3 推薦（応募）条件」の「学費の支払が特に困難（同一生計の収入合計金額が400万円程度）」を基準に、事業の趣旨等をご理解いただき、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

9 書類提出先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部

〒960-8534 福島市上浜町10番38号 教育会館内

(TEL) 024-522-6522 (FAX) 024-522-7751

10 給付奨学生の選考決定等

給付奨学生決定は、9月の福島支部教育振興事業選考委員会の選考を経て、本部に推薦し、日教弘の理事長が採用を決定する。その後、在学する校長から本人に通知する。

11 給付奨学金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当すると認められるときは、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- (3) 休学、転学、留年が適当でないとき。
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

12 その他

(1) 事務手続については別紙「県立高等学校等給付奨学生応募の事務手続について」をご参照ください。

(2) 「再募集」について

全体の応募数が、予定していた募集枠を下回った場合には、今回の募集枠以上に給付を希望する学校に1名の「再募集」を行います。「再募集」を希望する場合には、応募一覧表の指定された欄に○をご記入ください。

なお、予算内で「再募集」を行いますので、希望しても「再募集」が受けられない場合もあります。

「再募集」についての日程は以下のとおりです。

- ・ 7月14日(金) 応募締切(今回の募集)
- ・ 7月19日(水) 「再募集」要項発送(希望校へ)
- ・ 7月26日(水) 「再募集」応募受付開始
- ・ 8月18日(金) 「再募集」応募締切
- ・ 9月 選考委員会

(3) 「再募集」を行うため、昨年度のような「臨時給付奨学生」募集は行いません。

以上